



平成 24 年 3 月 12 日

各 位

会社名 株 式 会 社 安 川 電 機
代表者 取 締 役 社 長 津 田 純 嗣
(コード番号 6506 東証第 1 部・福証)
問合せ先 人事総務部総務・法務グループ長 武富 保生
(TEL 093-645-8801)

当社ガバナンス体制強化について

当社は、平成 24 年 3 月 12 日開催の取締役会において、平成 24 年 6 月開催予定の当社第 96 回定時株主総会を経て、取締役会を中心としたガバナンス体制強化を実施し、併せて、執行役員制度を導入することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役会を中心としたガバナンス体制強化

- ・取締役会の審議について、より経営判断の監督強化に重点を置き、その意思決定、業務執行の監督を強化すべく、取締役の定員（現在 20 名以内）を 12 名以内に変更することにつき、当社第 96 回定時株主総会にてご提案する予定です。
- ・取締役については、当社グループの全体最適化的見地から意思決定ができ、かつ、社外取締役、社外監査役からの監督、ご助言に対応できる等の、見識・洞察力・先見性等を有した者から選任するものといたします。
- ・また、取締役の員数の変更に伴い、取締役の報酬枠および業績連動報酬枠の変更について、当社第 96 回定時株主総会にてご提案する予定です。

2. 執行役員制の導入

- ・業務執行の迅速化を図るため、当社（グループ）の重要な事業分野、本社部門、海外地域統括を担当する責任者の中から、執行役員を選任し、当該部門の執行責任者と位置付け、業務執行を加速いたします。
- ・執行役員は、その職責と実績に応じ、「専務執行役員」、「常務執行役員」、「執行役員」を設置いたします。
- ・当社グループの広範・多岐にわたる事業特性ならびに事業の実態に即した意思決定と監督を継続するため、取締役と執行役員の兼任もありえます。
- ・執行役員は、取締役と同一格、同一処遇といたします。
- ・導入時期については、当社第 96 回定時株主総会後を予定しております。

以 上